

■研究チーム⑥

実効的な国連子どもの権利委員会に対する 個人通報制度の制度設計のための 子ども参加調査プロジェクト

研究チームの研究課題名

実効的な国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度の制度設計のための子ども参加調査プロジェクト

研究代表者およびチームリーダー

内田 塔子（ライフデザイン学部生活支援学科・講師）

研究分担者名

研究員

森田 明美（社会学部社会福祉学科・教授）

客員研究員

田谷 幸子、若林 ちひろ、森田 明彦

院生研究員

小川 晶（福祉社会デザイン研究科研究科）

研究計画の概要

本研究は、国連子どもの権利委員会に対する通報（救済申立）制度が子ども達にとってより使い易い、子どもに優しいものとするための諸条件を明らかにすることを目的としていた。

2009 年度東洋大学人間科学総合研究所研究プロジェクトとして 2009 年 11 月 30 日に実施したワークショップの成果ⁱを踏まえ、2010 年度研究では、より具体的に国連子どもの権利委員会に対する通報制度に関する「手続き規則」ⁱⁱをより子どもに優しい制度とするための必要条件を明らかにすることを目指した。

第一段階として、国際人権条約、国連子どもの権利条約、国連子どもの権利委員会に対する通報（救済申立）制度の概要に関する基本的知識を参加する子ども達に習得してもらうことを目的に、上記に関する英文リーフレットを本研究に参加予定の子ども達に翻訳してもらい、第二段階として同資料を使って、オンライン上での事前学習と子ども達同士の議論を進め、第三段階として、その成果を踏まえて本年 3 月 12 日にワークショップを実施する予定であった。

しかし、3月11日に起きた東日本大地震と津波によって、翌日（3月12日）に予定されていたワークショップが延期となったため、2010年度研究は第二段階の途中で終了となった。

当該年度の研究活動

国連子どもの権利条約NGOグループの構成NGOが作成した国連子どもの権利委員会に対する通報(救済申立)制度に関する英文リーフレットを子ども達自身が子どもに分かり易い日本語に翻訳する作業を、2010年9月に子ども支援の国際NGO プラン・ジャパンを通じて同団体と協力関係にある子ども達に依頼した。

翻訳作業は10月末に完了し、同和訳を11月8日の世界銀行東京事務所の協力で実施したオンライン・セミナーⁱⁱⁱで一般公開した。

2011年1月末には、子ども達自身が参加するオンラインサイトを開設、上記和訳資料をベースに、国際人権条約、国連子どもの権利条約、国連子どもの権利委員会に対する通報制度の概要について、基本的な知識の共有と子ども達自身による話し合いを開始した。

また、この間、2010年12月および2011年2月にジュネーブで開催された国連人権理事会オープンエンド作業部会での新議定書案に関する審議内容等を子ども達に伝え、国連子どもの権利委員会に対する通報(救済申立)制度に関する具体的知識を子ども達に提供した。

さらに3月12日開催予定(であった)のワークショップに向けて、特に修復的正義と応報的正義および両者の関係について子ども達が理解できるように、インドのワルリ族の紛争解決手段やポーポノポノ、ニュージーランドの少年司法制度に関する調査を進め、さらに、日本人が唯一原告となった自由権規約委員会に対する個人通報事例であるメルボリン事件関連の情報収集を行った。

【注釈】

ⁱ 同ワークショップに関する報告は、東洋大学人間科学総合研究所紀要「子どもの意見表明権の実質的保障ーワークショップ：国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度を巡る課題を手がかりに」(2010年6月)を参照。

同ワークショップで判明した主な点は以下の通り。

1. 国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度は、子どもの権利オンブズパーソンや国内子どもの権利委員会などの国内制度と有機的につながっていないと効果的に機能しない。

国連子どもの権利委員会に対して審査を求める申し立て書を作成する際には、国内の子どもオンブズパーソンや担当弁護士の関与が不可欠であり、個人通報を行うために子どもの証言を得るためには、国内の子ども救済機関の協力が必要であるからである。

また、国連子どもの権利委員会に対する個人申立の対象とすべき事例を選定する際にも、国内の子どもオンブズパーソンや関係弁護士間の協議を踏まえた決定を行うことが、本制度を有効に活用する上で重要であるように思われた。

2. 国連子どもの権利委員会への個人申立を行う前に、地域レベルでの救済制度があることが望まし

いように思われた。

一般のおとなと同様に、子どもにとっても「国内的救済措置を尽くしたうえで」さらに「国際的人権委員会」に訴えを行うということは、日常感覚からかなりかけ離れた事であり、「子どもにとって優しい」「比較的容易に利用可能な」国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度は、国内での救済制度に加え、地域的な救済制度と連動して構築される必要があると思われた。

3. 子どもが自分の意見を表現・明確化するための手助けをするおとなファシリテーターの育成が必要である。また、子どもにとって信頼できるおとなファシリテーターの条件とは何か、を子どもの目線ではっきりさせる指針も必要があると思われた。

例えば、実の親が虐待者であった場合、被害者の子どもの声を代弁し得る代理者を選定する際に、そのような指針が役立つと思われる。

ii 国連子どもの権利委員会は、その業務を遂行するための「手続き規則 (rules of procedure)」を作成・採択することが出来ることとされており、通報制度を定めた新議定書についても、新たな「手続き規則」を作成すべきことが新議定書案第3条で定められている。

新議定書最終案 (A/HRC/17/37(future))

第3条 手続き規則

1. 委員会は、この議定書で付与された職務を行なうにあたってしたがうべき手続き規則を採択する。その際、子どもに配慮した手続を保障するため、とくにこの議定書の第2条を考慮するものとする。
2. 委員会は、子どもに代わって行動している者による子どもの操作を防止するための保障措置を手続規則に含めるものとし、かつ、子どもの最善の利益にそぐわないと考えるいかなる通報も検討しないことができる。

iii 【日時】 11月8日(月) 午後6時～8時

【会場】 世界銀行東京事務所情報センター

【主催】 子どもの権利条約NGOグループ/日本

【協力】 世界銀行東京事務所情報センター

【講師】 Anita Goh : (ジュネーブ在住。本キャンペーン担当アドボカシー・オフィサー。子どもの権利条約NGOグループ)

ワークショップ

※2010年3月12日開催予定のワークショップでしたが、3月11日に起きた震災の影響で延期し、以下の通り実施をしました。

子どもたち・若者たちと、新議定書について考えるワークショップ

日時：2011年6月25日 13:45～17:00

場所：東洋大学白山校舎3号館2階第2会議室

参加者：中学生・高校生・大学生、高等学校教員、市民、NGO関係者

1. ワークショップの概要

国連子どもの権利委員会（以下、子どもの権利委員会）に個人が救済申立（通報）のできる制度を創設する新議定書案が国連人権理事会第17会期の最終日（2011年6月17日）に全会一致で採択された。同議定書は今秋開催される国連総会に提出、採択される見込みである。

この新議定書の実現を目指す国際キャンペーンに取り組んできた子どもの権利条約 NGO グループ¹は、子どもの権利委員会に対する通報制度を子どもにとって使い易い、子どもに優しいものとするために、その手続き規則²の策定過程に子どもの意見を反映させることを目指す国際プロジェクトの実施に向けて準備に取り組んできた。

上記国際キャンペーンに参画すべく2009年10月に結成された子どもの権利条約NGOグループ/日本³は、東洋大学森田明美研究室の協力を得て、2009年11月30日に試行的な子どもワークショップを実施⁴、その結果を踏まえて、本年3月12日に第2回目のワークショップを予定していたが、東北大地震のため延期となり、この度、実施に至ったものである。

2. ワークショップの目的

子ども達が様々な権利侵害に直面したとき、その解決の手段の一つとして、子どもの権利委員会に対して救済申立（通報）のできる制度がまもなく創設されることになった。

この通報制度を子ども達にとって使い易く、実効性のあるものとするためには、その運用の規則（手続き規則）を作る際に、世界の子どもたちの声を聴くことが必要である。

¹ 77の国際的 NGO および国内 NGO から構成される国際的なネットワーク。1983年設立。世界各地における子どもの権利条約の履行状況の監視や技術的助言を行ってきた。

² 手続き規則（Rule of procedure）とは、実際に通報制度を運用するための手順や決まりのことで、国連子どもの権利委員会が作成します。

³ 22の NGO と、2つのネットワーク組織、1つの賛同団体から構成されるネットワーク。

⁴ 同ワークショップの詳細については、東洋大学人間科学総合研究所紀要第12号「子どもの意見表明権の実質的保障－ワークショップ：国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度を巡る課題を手がかりに」（2010年3月）を参照。

子どもの権利条約 NGO グループは、そのために、今年秋から冬にかけて、世界各地で子ども達の意見を集め、子どもの権利委員会に提案する予定である。日本の子ども達の声もぜひ、届けたいと考えている。今回のワークショップは、そのために夏休みに予定している一泊二日の本格的な子ども参加セミナーの向けてのキックオフである。

3. ワークショップの記録

(1) アートワークによるアイスブレイキングと導入

(2) 権利救済とは何か？ 修復的正義に関する説明

インドのワルリ族の伝統的な紛争解決手段

(3) 子どもの権利条約、子どもの権利委員会、個人通報制度に関する説明

(4) 自由討論 (質疑応答)

(5) 今後のスケジュール

(1) アートワークによるアイスブレイキングと導入

【コミュニケーションの手段としてのアートを体感するワーク】

- ① 自分の今の気持ちを利き手とは逆の手で(好きな色を選んで1色)30秒で描いた。
- ② 次に隣同士の人と互いに描いた絵をもとに、互いに絵についての気持ちや、絵を見て感じたことを伝え合った。
- ③ 4人(1グループ)で、自分の描いた絵について、その時どうしてこれを描いたのかを伝え合った。
- ④ それぞれのグループが話し合ったことを、他のグループに伝え合った。

【解説】

言葉だけで自分の気持ちを伝えるよりも、アートを併用して自らの気持ちを伝えたほうが、互いの気持ちが理解しやすくなる。アートは、言語とは異なったコミュニケーションの手段であると同時に、自己表現・自己理解の手段でもある。

【権利感覚を体感するワーク】

- ① 各グループで、それぞれの小学校時代の楽しかった思い出を話し合った。
- ② 各グループで話し合われたことを他のグループに伝えた。
- ③ 次に、各グループで、小学時代の悲しかった思い出を話し合った。

(例). 近所で50匹のザリガニを捕まえたので、学校に持っていった。1週間後に見に行ったら、共食いしていて、1匹しか残っていなかった。

お母さんに子どもができて入院したこと。「お母さん行かないで～」と思った。

ある日、自宅の金魚がしっぽだけになって、浮いていたこと。

猫が死んでしまった時に、助けられない自分が悲しかったこと。

おばあちゃんが亡くなって悲しかったこと。

(2) 権利救済とは何か？修復的正義に関する説明

このアクティビティは、フィリピン教育演劇協会が開発したもの。人間は誰かと繋がっているとか、仲間の中で認められているという感覚を持った時に、幸せを感じ、逆に大切な存在が失われた時に悲しみを感じる。この幸せ感覚が権利感覚の基本である。この幸せ感覚を正当な理由なく侵害しようとする行為に対して、NO!ということができるのが「権利」ということである。したがって、権利というのは非常な身近なもの、生きていく上で不可欠なものなのだ。そして、権利感覚は一人ぼっちでは体感できないものである。何故なら、権利感覚＝自己肯定感というものは、他者との繋がりの中で初めて生まれるものだからである。そして、権利侵害とは個人の尊厳を侵害するだけではなく、その人を取り巻くコミュニティや地域社会、場合によっては国家に対するダメージでもあるということになる。

例えば、ある子どもが虐待された場合、その子の家族や兄弟も傷つくであろう。また、虐待した側の子どもも、もしかすると両親から虐待され続けてきた経験があったかも知れない。その場合、加害者だけではなく、その子を取り巻く親や兄弟、地域社会も深刻なダメージを受ける。

加害者を特定し、罪に対して罰で報いようとする「応報的正義」(従来の司法手続き)に対して、近年、権利侵害を被害者と加害者を含めた広いコミュニティが傷ついていることと捉え、そのダメージの修復を目指す「修復的正義」という考え方が世界各地で注目され、実践されるようになってきている。実際に、ニュージーランドでは、1989年にこの修復的正義の理念と方法論を導入して少年司法が大幅に改正された。但し、この「修復的正義」という考え方や実践はもともと世界各地に存在していたものである。

【インドのワルリ族の伝統的な紛争解決手段】(斎藤ゆい@KANSARI)

ワルリ族は、インドのマハシュトラ州ターネ県に居住する少数民族。他民族がインドに入って来につれて、山の方へ逃げてきた。もともと文字もなく、外との交流が無かった。現在も、竹の骨組みと土壁を使った家や、ヤシの葉で作った家に住み、カレー味の煮物などを主食として暮らしている。ヤギや牛などの家畜は大事なので、家屋の中でともに暮らしている。農業は原始的で機械は入っていない。

このワルリ族には、伝統的な「仲直りの儀式」がある。

たとえば、友だちと喧嘩をした時に、すぐに謝ったりするのはなかなか出来ない。

夫が妻に暴力を振るい、妻は家出、実家に帰り、実家の家族に暴力について訴えるという事件が起きた場合、村中の人々が村のガジュマルの木の下に集まって、お互いに思っていること、考えていることをすべて話し合い、和解が成立したら、村の井戸から甕に水を汲んできて、ガジュマルの葉でコップを作り、水を酌み交わして、わだかまりをなくすという儀式を行う。

ワルリ族の紛争解決手段は、権利侵害を被害者と加害者を含めたコミュニティ全体へのダメージと捉え、コミュニティ全体でその修復を目指す「修復的正義」の実例の一つである。

国際的な通報制度は、人権は国境を越えた普遍的なものとして、全てのひとに均しく保障されるものであり、ある国・地域の個人・集団への権利侵害とは人類全体へのダメージであるという考えに基づき、その修復を目指す人類社会による集合的意志の制度化なのである。

要するに、国際的な通報制度は、国内における救済制度（司法制度を含む）と対立するものではなく、相互に補完し合うものなのである。

（3）子どもの権利条約、子どもの権利委員会、個人通報制度に関する説明

李亮喜国連子どもの権利委員会議長（当時）が出席した院内セミナーの様子を報道したTBSのテレビニュース番組（2009年10月放映）と、本年6月17日の国連人権理事会における新議定書案採択の際の日本政府代表の発言ビデオ記録を見せたあと、以下の点を説明した。

- ・日本政府は、戦後以来、2009年9月までは、国際的な個人通報制度は日本の主権（司法権）の独立を侵す恐れがあるとの理由で、一切加盟しない方針であった。
- ・しかし、グローバル化の進展に伴い、人権は国内および国外の制度によって相互補完的に保障しなければならないことが次第に理解されるようになった。
- ・その結果、子どもの権利委員会に対する通報制度を創設する新議定書案が今年6月17日に国連人権理事会で採択された際には、日本政府は戦後初めて、明確に個人通報制度の必要性を承認し、新議定書案を支持する旨、公に発言するに至った。
- ・修復的正義に関連して説明したように、個々の（具体的な）権利侵害は被害者個人の尊厳の侵害であるだけでなく、被害者や加害者を取り巻く共同体に対するダメージでもあるわけで、それは究極的に人間にとっての最大の共同体である人類社会に対するダメージなのであり、したがって、その救済は全ての人間にとって適用可能な普遍的な原理に基づいて行われる必要があり、特定の国家内の管轄事項としてのみ権利侵害・救済を捉えることは適当ではない。
- ・個人通報制度は、権利侵害を受けた子どもが、国際的な専門家とともに、普遍的な人権基準に基づいて、権利救済の手段を考える一つのたいへん有効な手段である。
- ・北東アジア地域でも、韓国、モンゴルはすでに自由権規約、女性差別撤廃条約に関する個人通報制度に加盟している。

（4）自由討論（質疑応答）

日本で個人通報制度が有効に機能するために必要な事は何かを考えてみたいと課題を提起した上で、先ず「自分や友だちが権利侵害があった時に、誰に相談するだろう」という質問を投げかけたところ、以下の回答を得た。

- ・他の友達

- ・ 近隣の知り合い
- ・ 相談できる場所が身近にあれば相談するかも
- ・ 学校の先生

その中で、「誰にも言わない」という回答があったので、その理由を訊いたところ、「信頼出来て、安心して相談できる人がいないので」という返事があった。

これを受けて、以下の通り説明をした。

- ・ 子どもの権利救済のためには、子ども達が相談しようと思う身近な相談機関(国内人権委員会や信頼できる大人(子どもの権利オンブズパーソン))が必要である。
- ・ そのような機関や個人の資格を定めたのが「パリ原則」⁵である。

↑

韓国、モンゴルはすでに設置されている。

質問 1

(女子高校生) 子どもの権利を守る 子どもの権利は、どこからどこまで守ってくれるの？
条約で定められている差別って、どの程度のこと？

(森田) 「新議定書案」前文には、「子どもの権利に関する条約(以下「条約」という)の締約国が、その管轄内にある子ども一人ひとりに対して、子どもまたはその親もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障害、出生またはその他の地位に関わらず、いかなる種類の差別もなしに条約に掲げられた権利を承認していることに留意し」と書いてある。自分では変えることができない、自分の属性によって不当な扱いを受けた場合は、全て権利侵害である。

また、例えば、学校でいじめが起きる背景を考えると、いじめている側や周囲の社会や制度が時代の変化とともに歪みを持ち始めているという場合もある。権利侵害は、個人の尊厳に対するダメージであるだけでなく、その個人と取り巻くコミュニティに対するダメージでもあることを踏まえれば、本人にとってそれほど大げさな権利侵害ではないと思われることも、気軽に相談することによって、より広い学校や地域社会などのコミュニティに生じている歪み(権利侵害の根本的な原因)を発見し、解決する事に役立つこともある。

質問 2

⁵ 1992年の旧国連人権委員会、1993年の国連総会で採択された「国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則」のこと。①人権保障のために機能する既存の国家機関とは別個の公的機関で、②憲法または法律を設置根拠とし、③人権保障に関する法定された独自の機能を持ち、④いかなる外部勢力からも干渉されない独立性をもつ機関の総称、と定義され、複数の個人で構成される人権委員会型と個人が単独で行動するオンブズパーソン型に大別され、①人権政策の提言、②人権相談・救済、③人権教育の総合調整を担うことができるとされている。

(男子高校生) いじめなどの問題が起こった場合、国内人権機関の対応はすべて決められているのですか？

(内田) 川西市の子どもの権利オンブズパーソン制度では、まず市内の小中学生に連絡先を記載したカードを渡し、子どもが連絡してきた場合には、調査相談専門員が話を丁寧に聴いてくれます。その上で、子どもの権利オンブズパーソンと相談の上で、①情報提供、他機関紹介など、②相談継続（当事者自身による問題解決の支援）、③調整（当事者間の関係調整の支援）、④申立て→調査→制度改善への提言などの対応をしている。実際に相談した子どもの状況を調べてみて、信頼できる大人が子どもの問題解決に関わってくれていると思う。

(森田) まだ、国レベルでの子どもの権利救済のための制度作りは出来ていない。今必要なのは、子ども達が気楽に相談できる「街のよろず相談屋」さんのような存在ではないか。

(女子高校生) 本当にすべてが解決されているの？

(内田) これまでの相談事例について、経過や結果が報告書としてまとめられており、HPでも公開されている。よく機能していると思う。

質問3

(森田) 子どもの権利侵害に対する救済策問題が検討される時には、子どもが関わることが大切。子ども自身が、この通報制度の中でできる役割は何だろう？皆さんは、個人通報制度に対して、どんな関わりをしてみたいと思いますか？

(男子高校生) 個人通報制度について、子どもが子どもに伝える。

(女子高校生) 大人は人生経験があるかも知れないけれど、子どもとしては、突然現れた大人を信頼してすぐに何でも話すことはできない。子どもがCMなどの広告に出て、個人通報制度についてわかりやすく噛み砕いて伝えるようにしてほしい。本当に傷ついている子どもは、大人の助けを受け取り辛い。

(女子学生) いじめられた時に、親から言われてカウンセラーに通っていた。それが、いじめを受けている自分を認めることになるようで、嫌だった。

(女子大生) 日本で個人通報制度が実現したとき、国連子どもの権利委員会に申立する人は誰になるのか？国内的救済を尽くした場合の判断について、子どもの特殊な立場が考慮されているのか？子どもの権利委員会による審査には期限が設けられているか？

(森田) 子どもの権利委員会に申立をする際には、子どもが信頼する大人の代理人が必要である。そのためには、子どもが安心して相談できる国内人権機関が必要です。また、実際には使えない国内救済制度などに対して、国内救済手続きを尽くしたという証拠作りをするためだけに救済申立をする必要はないということは、この個人通報制度に関する審議の中でも何度も議論がされた点である。子どもの権利委員会の審査期限についても、議論が行われ、新議定書の中に規定がある。また、この個人通報制度を実際に運用していくために、子どもの権利委員会が手続き規則を作ることになっている。こ

の手続き規則の策定過程に、世界各地から子どもの意見を集めて反映させたい。子ども達の権利救済のために創設する制度なので、実際に子どもの権利救済に役立つ制度にしなければならない。

(5) 今後のスケジュール

現在、宮城県の尚絅学院高等学校の2年生が子どもの権利委員会に対する個人通報制度について白津先生の指導のもとで勉強を取り組んでおり、この夏休みに関東地域の子ども達と一緒に合同セミナーを開催して、子どもの権利委員会に対する提言をまとめ、今秋には子どもの権利委員会に提出したいと考えている。

今回のワークショップをきっかけに、ぜひ個人通報制度についてさらに勉強を重ね、夏休みの合同セミナーにも参加してください。

4. 振り返り

今回のワークショップでは、権利、権利救済、そして個人通報制度に関する基本的事項をきちんと理解することを目指した。特に以下の点をきちんと伝えることに留意した。

- ・すべての個人が尊厳と権利において平等であるという共通理解がその社会で確立していることが、個人の権利がきちんと保障される前提条件であること
- ・特定の個人の権利侵害は、被害者に対するダメージだけでなく、被害者そして加害者を取り巻くコミュニティ、地域社会、国家、人類に対するダメージであること
- ・権利救済とは、被害者の受けたダメージの修復であると同時に、被害者そして加害者を取り巻くコミュニティ、地域社会、国家、人類が受けたダメージの修復でもなければいけないこと
- ・個人通報制度は、被害者が持つ権利救済を求める権利の実現手段であると同時に、被害者そして加害者を取り巻くコミュニティ、地域社会、国家、人類に対するダメージを修復する「場」「機会」でもあること。
- ・国際的な人権条約機関の役割は、被害者の(権利救済を求める)権利の実現に国家が失敗した時に、国家に代わってその権利救済を実現することを支援することであると同時に、権利侵害によって損なわれた被害者と加害者を取り巻くコミュニティ、地域社会、国家、人類に対するダメージを修復するために、国際的な見地からの助言、話し合いの「場」「機会」を提供することであること。

また、2009年11月29日に実施した第1回子どもWSで明らかになったように、国際的な個人通報制度は、有効な国内人権機関⁶が存在しなければ、きちんと機能しないということをきちんと理解して

⁶ 国内人権機関とは、①人権保障のために機能する既存の国家機関とは別個の公的機関で、②憲法または法律を設置根拠とし、③人権保障に関する法定された独自の機能をもち、④いかなる外部勢力からも干渉されない独立性をもつ機関の総称、と定義され、複数の個人で構成される人権委員会型と個人が単独で行動するオンブズパーソン型に大別され、①人権政策の提言、②人権相談・救済、③人権

もらおうと考えた。

国連子どもの権利委員会に対して審査を求める申し立て書を作成する際には、国内の子どもオンブズパーソンや担当弁護士の関与が不可欠であり、個人通報を行うために子どもの証言を得たり、子どもの意見を明確化したり、表現する際にも、国内の子どもの権利救済機関の支援が必要である。

人権侵害を受けた者が裁判によって権利救済を求めることは、必要な費用・時間・専門的知識の点で一般市民にとってはきわめて敷居が高い。また、裁判には一般的に人権侵害による加害者と被害者を取り巻くコミュニティや地域社会に対するダメージの修復や被害者・加害者間の和解や謝罪、類似の人権侵害の将来的な予防などは期待できない。国内人権機関は、当事者による非公式の話し合いを通じて、謝罪や賠償を促す裁判外紛争解決を基本としており、このような一般市民が手軽に利用できる人権救済制度が存在して初めて、国際的な個人通報制度も有効に機能できるということをきちんと理解してもらおうと考えた。

以上の点から振り返ると、インドのワルリ族の伝統的紛争解決手段の紹介をプログラムに入れたのは有効だったのではないかと思う。

一方、日本ではあまり馴染みのない子どもの権利オンブズパーソン制度などのについては、より具体的な事例を準備し、関係者を講師として招聘するなどしたほうが子ども達にとって、よりイメージが湧き易かったのではないかと思われる。

さらに、国際人権条約、子どもの権利委員会、個人通報制度については、子ども達が子どもに優しい日本語に訳したパンフレットが用意されていたにもかかわらず、ほとんど利用できなかったことは大きな反省点の一つである。

今後、夏休みのセミナーに向けて、きちんとした情報提供を行うことが必要と思った。

また、夏休みのセミナーを東日本大震災の被災地である仙台で開催し、その成果を9月23日に行われるせんだい地球フェスタで発表してみるというアイデアがワークショップ後の話し合いの中で出たが、検討に値する選択肢ではないかと思った。

なお、今回のワークショップの概要は、子どもの権利条約NGOグループの国際的なMLにはすでに英語で報告してあるので、参考までに、同報告を以下の通り添付する。

(参考)

We are pleased to inform you that NGO Group for CRC/Japan has organized the first workshop with children and youth yesterday, June 25th, for examining how the communication procedure could be made accessible and usable for children.

教育の総合調整を担う制度とされています。阿部浩己・今井直・藤本俊明(2009)、『テキストブック 国際人権法[第3版]』日本評論社。

The major comments from the participating children are as follows.

- 1) They agreed that they need locally-available and easily-accessible individuals and/or organizations with which they could consult about their problem as the first contact.
- 2) In this context, we noted that children have the attitude to consider their problems insignificant and/or even try to minimize the problems which they are facing.
- 3) At the same time, one of the children even mentioned that they would not disclose their case of abuse/rights-violation to anyone if it is really serious.
- 4) They also said that they need some time before they decide to trust any individuals and organizations even though they are formally assigned to assisting children.
- 5) They would rather prefer to talking and consulting with the person of their age rather than going to adults.

One of the children suggested that it might be useful to assign children to the office of child-ombudsperson's offices and local-child-rights committees.

It seems to me that as the Preamble of the new OP/CRC mentions, national/local mechanisms for protection of the rights of the child and international communication procedure are complementary and we need to develop both simultaneously in order to make the latter usable and accessible for children.

We will continue to work with the children and finalize, hopefully, their proposal/request about the rule of procedure for the communication procedure under CRC by the end of August.

[The program of the workshop](3 hours and half)

1. Icebreaking by art-work

Feeling the sense of human rights, self-esteem

2. Introduction of the concept and practice of the restorative justice, using the case of indigenous peoples in India, as shown in the attached picture for informing the participants that restoration from the rights-violation should include not only the punishment on the offender but also the restoring the human relations in the community to which victims/offender and their neighbors belong.

3. Introduction of the new OP/CRC, which is another and powerful means for providing the forum between the state and the CRC for revisiting and reexamining concrete case of child rights violation for restoring the damage inflicted by the rights-violation on certain individuals as well

as their own community.

4. Free Discussion on how the communication procedure could be developed as child-friendly mechanism.

For your information, some of children are now translating the statement, delivered by the delegate of Japan at the UN Human rights council on June 17th, to the child-friendly Japanese.

They also uploaded the video on YouTube.

http://youtu.be/ATohl-rT_h4